

介護報酬における加算についての整理表

(現在検討されているもの)

1 施設サービス

	加算の種類	
	共通の加算	固有の加算
特別養護 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・入所（院）時の加算 ・退所（院）時の加算 ・機能訓練、リハビリテーションに対する体制加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・離島等の小規模施設に対する加算 ・常勤医師の配置に対する加算 ・精神科専門医の療養指導に対する加算
老人保健 施設		
療養型 病床群等		<ul style="list-style-type: none"> ・療養環境に対する加算

2 在宅サービス

	加算の種類	
	共通の加算	固有の加算
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜加算 ・早朝・夜間加算 ・離島等における移動に対する加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常連絡体制加算
訪問看護		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時訪問体制加算 ・医療器具等の特別な管理に対する加算
訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> ・離島等における移動に対する加算 	

	加算の種類	
	共通の加算	固有の加算
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴加算 ・ 送迎加算 ・ 食事提供体制加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練に対する体制加算
通所リハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等による訪問指導等に対する加算
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ※介護技術指導等加算 ・ 送迎加算 	
短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他は入所（院）・退所（院）時の加算を除き、施設サービスと基本的に同様。 	
痴呆対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居時の加算 	
特定施設入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練に対する体制加算 	

※注1. 訪問リハビリテーションの加算は医療保険との均衡から特に設けない。

※注2. 居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護サービス計画費は加算なし

し